

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和4年12月6日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和4年11月24日付け公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（令和4年度審査請求第6号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年11月9日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、尼崎市長に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市が保有する、「尼崎市が2004年度から2021年度の期間中において一般または指名競争入札で発注した全ての工事、工事関連業務委託及び物品その他調達契約について、それぞれの案件名、入札日、すべての入札者名及びそのそれぞれの入札金額（税抜き）と、可能ならば予定価格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等がわかる電磁的記録」、「電磁的記録が不存在なら理由を明示した上で紙の文書。」及び「なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。」として、上記文書の開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書として「①工事及び建設コンサルタント業務委託以外の調達契約に係る電磁的情報」及び「②工事及び建設コンサルタント業務委託の調達契約に係る電磁的情報のうち2014年度（平成26年度）以前のもの」及び「③工事及び建設コンサルタント業務委託の調達契約に係る電磁的情報のうち2015年度（平成27年度）から2021年度（令和3年度）までのもの」を特定した。

3 処分庁は、①、②については文書不存在であることから不開示の決定を行い、③については開示を行った。

また、開示した電磁的記録のほかに①に相当する紙の文書についてその保存期間内にある平成29年度から令和3年度までのものをスキャンしPDF化したものを審査請求人に開示した。

①と②の不開示理由は、①につき、文書不存在（市が使用する財務会計システム及び兵庫県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）のいずれのシステム上にも当該データが存在しない。）、②についても、文書不存在（財務会計システム上には当該データは存在しない。また、電子入札システム上には2015年度（平成27年度）以降のデータしか存在しない。）というものであり、処分庁は、その旨を公文書部分開示決定通知書（令和4年11月24日付け尼契第422号-2）により審査請求人に通知した。

4 審査請求人は、令和4年12月6日、本件処分における不開示理由を否認するとして本件審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

- (1) 電磁的記録について、市の職員が使用するPCやサーバー等に残存するデータについての存在の有無が明確でない。
- (2) 発注した現課が保有する文書も含めて存在の有無を確認すべきであるが、照会をかけた痕跡もない。破棄日についても明示されるなど、不存在をどのように確認したのかも明確にされていない。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 工事及び建設コンサルタント業務委託以外の調達契約に係る電磁的情報について  
市が使用する財務会計システム及び電子入札システムいずれのシステム上にも当該データが存在しないため、文書不存在である。
- (2) 工事及び建設コンサルタント業務委託の調達契約に係る電磁的情報のうち2014年度以前のものについて

財務会計システム上には当該データは存在しない。また、電子入札システム上には2015年度以降のデータしか存在しない。このため、文書不存在である。

財務会計システムについては、旧システムのバックアップデータは保存しておらず存在しない。また、電子入札システムについても、管理している兵庫県に問い合わせたところシステム内に保有しているデータより古い情報は、新システム移行時に削除しており存在しないとの回答を令和4年12月22日に得ている。

本件処分において開示請求の対象となる公文書は、入札手続において契約課により作成される入札情報に関する文書であることは明らかであり、審査請求人は、審査請求において開示対象となる文書の範囲を拡大している。

以上より、処分庁は、請求人による開示請求に基づき、保有している開示対象となる文書は全て開示していることから、本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 理 由

### 1 審査請求人が、開示対象となる文書の範囲を拡大しているかについて

#### (1) 論点

本件処分において開示請求の対象となる公文書は、契約課により入札手続において作成される入札情報に関する文書であることは明らかであるといえるか。仮に明らかであるといえるのであれば、処分庁が主張するように、審査請求人が審査請求の段階で開示対象となる文書の範囲を拡大したことにつながるため問題となる。

#### (2) 結論

開示請求の対象となる公文書は、契約課により入札手続において作成される入札情報に関する文書であることは明らかであるといえない。また、審査請求人が、開示対象となる文書の範囲を拡大しているともいえない。

#### (3) 理由

審査請求人は、令和4年11月9日付け公文書開示請求書において、その「公文書の名称又は内容」欄に「貴市が2004年度から・・・発注した契約について、・・・がわかる電磁的記録」と記載し、「契約課に存在する文書」に限定した記載でもって開示請求をしているわけではない。

この記載の内容を把握するに当たっては、一般市民の感覚を基準として開示請求の対象となる文書をとらえるべきである。そうすると、一般市民の感覚からすれば、工事関連業務委託に関する文書が尼崎市役所内のどこの部署に保有されているのかなどを、把握することは困難であるため、どこの部署が保管しているかにかかわらず、対象となる文書の性質をもって開示請求の対象となる文書をとらえることになる。

これを踏まえると、審査請求人は、尼崎市役所内のどの部署に文書が存在するのに関わらず、広く開示を求めているものと解され、処分庁が「契約課に存在する電磁的記録、紙媒体文書」に限定して本件処分を行っているという点で、不当に対象文書の範囲を狭めているといえる。

### 2 電磁的記録について、開示をしたといえるかについて

#### (1) 論点

本件処分において、処分庁が開示した電磁的記録が処分庁の保有する本件開示請求に係る全ての電磁的記録であるのであれば、審査請求人は本件審査請求において不服を主張することができなくなることから問題となる。

(2) 結論

全ての電磁的記録を開示したとはいえ、処分庁の処分は違法である。

(3) 理由

処分庁は、令和5年1月10日付け弁明書において、財務会計システムに旧システムのバックアップデータは保存しておらず、平成26年度以前の調達契約に係る電磁的記録は存在しない。また、電子入札システムについても管理している兵庫県に問い合わせたところ、システム内に保有しているデータより古い情報は、新システム移行時に削除しており存在しないとの回答を令和4年12月22日に得ていると主張する。

この点、株式会社日立システムズ作成の「作業完了報告書」により旧システムが令和4年10月26日を以って「尼崎市 財務会計アンラッキング作業」を完了したと証明されている。

また、兵庫県電子入札共同運営システム整備・運用事業仕様書によれば、「新システムの開発・導入期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。」、「運用期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。」とされている（同書面2頁）。そして、旧システムからデータ移行するデータは、「過去2年分」の入札案件データとされている（同書面26頁）ことからすれば、それ以前のデータを消去した一応の裏付けは認められる。

もっとも、下記の紙媒体文書を所管課が、PDFデータとして、パソコン上などで保有している可能性自体は存在する。

とすれば、処分庁としても、契約課にとどまらず、各所管課に情報が存在しているか確認をして初めて、調査を尽くしたといえるというべきである。

しかし、処分庁は、後述のとおり、各所管課に電磁的記録の存在について照会をするなどの行為をしていない。

よって、処分庁が、文書開示に際し、十分な確認、調査を行った上で、文書を特定し、不開示としたとは、到底いえない。

3 紙媒体文書について、開示をしたといえるかについて

(1) 論点

本件処分において、処分庁が開示した紙媒体文書が処分庁の保有する本件開示請求に係る全ての紙媒体文書であるのであれば、審査請求人は本件審査請求において不服を主張することができなくなることから問題となる。

(2) 結論

全ての紙媒体文書を開示をしたとはいえ、処分庁の処分は違法である。

(3) 理由

処分庁は令和5年7月21日付け回答書において、①案件名、②入札日、③全ての入札者名、④税抜きの入札金額、⑤税抜きの予定価格、⑥税抜きの調査基準価格及び⑦税抜きの最低制限価格が記載された文書については、契約課が保有している旨回答する。一方、それらの情報については開札結果表として契約締結後に、紙媒体文書により一般公表しているため、所管課が保有可能な状態である旨回答している。

かかる回答からすれば、契約課に存在しなくても所管課等の契約課以外の課も上記①案件名から⑦税抜きの最低制限価格までの項目に係る情報のいずれかが記載された文書を保有している可能性が存在する。そうであるにもかかわらず、契約課は、口頭意見陳述において、所管課等契約課以外の課に対して文書の存否について照会を行っていないと述べている。かかる事実を前提とすると、処分庁が開示に際し、十分な確認、調査を行った上で、文書を特定し、本件処分を行ったとは、到底いえない。

#### 4 結論

以上のとおり、審査請求人の請求には、理由があり、処分庁による処分は、十分な調査を尽くさず不開示としている点で違法であり、処分庁の処分を取り消し、再度調査をしたうえで、存在する電磁的記録、紙媒体での記録を開示すべきであるため、主文のとおり裁決する。

令和6年6月20日

審査庁 尼崎市長 松本 眞